

九戸村自殺対策計画

～いのち支えあう九戸村を目指して～



平成31年3月

九戸村

九戸村自殺対策推進計画

～いのちを支えあう九戸村を目指して～

目次

はじめに	1
第1章 計画の策定	2
1. 計画の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
第2章 九戸村の自殺をめぐる現状	4
1. 自殺者数と自殺死亡率	4
2. 男女別・年代別の状況	5
3. 同居人の状況	5
4. 職業の状況	6
5. 原因・動機の状況	6
6. 九戸村の自殺の特徴	6
7. 睡眠の状況	7
8. うつスクリーニングの状況	7
9. ゲートキーパー養成の状況	7
第3章 計画の基本的な考え方	8
1. 自殺対策の基本方針	8
2. 計画の数値目標	9
(1)全体目標	9
(2)成果目標	9
第4章 具体的な取り組み	10
1. 基本施策	10
(1)自殺対策を支える人材育成	11
(2)住民への啓発と周知	12
(3)生きることの促進要因への支援	13
(4)地域におけるネットワークの強化	15
(5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育	16
2. 重点施策	17
資料	18
1 九戸村自殺対策庁内連絡会議設置要綱	18
2 役場庁舎内取り組み(詳細事業)	20

はじめに

我が国の自殺者数は、平成 18 年に制定された「自殺対策基本法」により大きく前進し、それまで個人の問題とされてきた自殺が、社会的な問題と認識されるようになりました。しかしながら、依然として自殺者数は毎年 2 万人を超える状況であり、非常事態が続いております。

平成 28 年の改正自殺対策基本法により、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として展開され、全ての人が生きがいを持って暮らすことができるよう、地域づくり、社会づくりとして推進されることとなりました。

本村においても国や県の指針及び「健康くのへ 21 プラン」に基づき、様々な取り組みを行ってきたところですが、改正された自殺対策基本法において定められた「市町村自殺対策計画」として、「九戸村自殺対策計画」を策定し、総合的に自殺対策を推進することとしました。

自殺は、単一の問題で起こることもありますが多くの場合に経済や生活の問題、家庭の問題、健康の問題など様々な悩みや問題が複合して自殺に至っています。この計画を指針として、村民、各関係機関・団体等と連携を強化しながら地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」「いのち支えあう九戸村」を目指します。

おわりに、この計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました関係各位に対しまして厚くお礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

九戸村長 五枚橋 久夫

第1章 計画の策定

1. 計画の趣旨

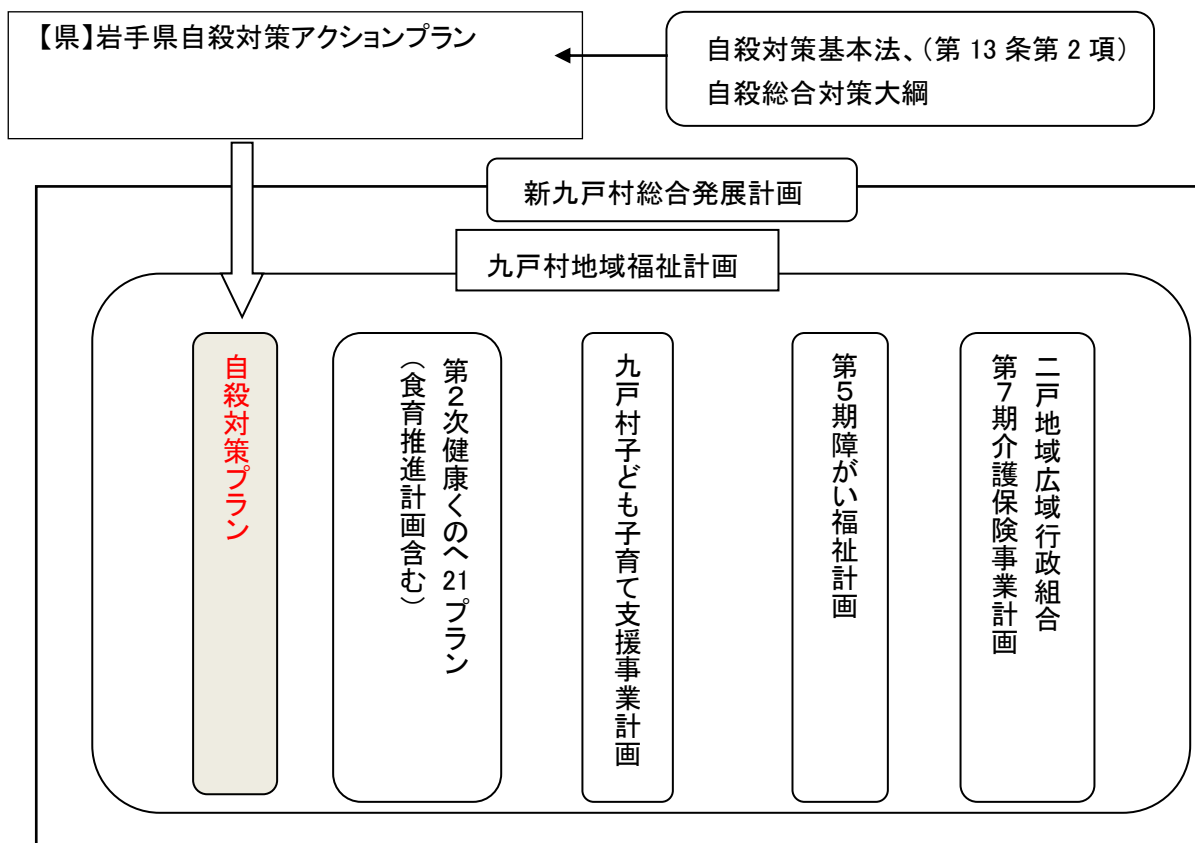
我が国は核家族化・高齢化が進み家族構造も変化する中で精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因の背景が知られたことで自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」として捉えられ、平成 18 年に自殺対策基本法が制定され翌平成 19 年自殺総合対策大綱を策定し国民全体の課題として取り組んできたところです。

自殺に至る背景には失業・倒産・多重債務による生活困窮など、経済や生活の問題のほか、介護・家庭の問題、病気等の健康の問題が複雑に関係しており、個人に対する働きかけと社会、環境に対する働きかけの両面から総合的に取り組むことが必要です。そのためには、保健、医療、福祉、教育その他の関係施策との有機的な連携が図られながら、生きることの包括的な支援としての自殺対策の総合的な実施が求められています。

国では平成 28 年 4 月に自殺対策基本法の改正に伴いすべての都道府県、市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられ、翌平成 29 年 7 月には「自殺総合大綱」の見直しが閣議決定された保健・医療・福祉教育その他の関係施策との有機的連携を図るとともに、生きることの包括的な支援としての取り組む指針が示されたことを踏まえ本村においても自殺対策推進計画を策定することとしたところです。

2. 計画の位置づけ

この計画は自殺対策基本法及び自殺総合大綱に基づき、同法第 13 条第 2 項に定める市町村自殺対策計画として、関連する計画との整合性を図りながら、各関係課と関係機関等における自殺対策推進にむけた村の具体的な取り組みの行動計画を策定するものです。さらに新九戸村総合発展計画(平成 28 年)を上位目標とし、第 2 次健康くのへ 21 プラン(食育推進計画含む)と本計画の整合性を図りながら展開していくものとします。



3. 計画期間

計画推進期間は2019(平成31)年度から2023(平成35)年度を目標年度とする5か年とします。なお、目標の到達状況の評価と、社会情勢の変化などに応じて見直しを行い効果的な施策を展開します。

参考

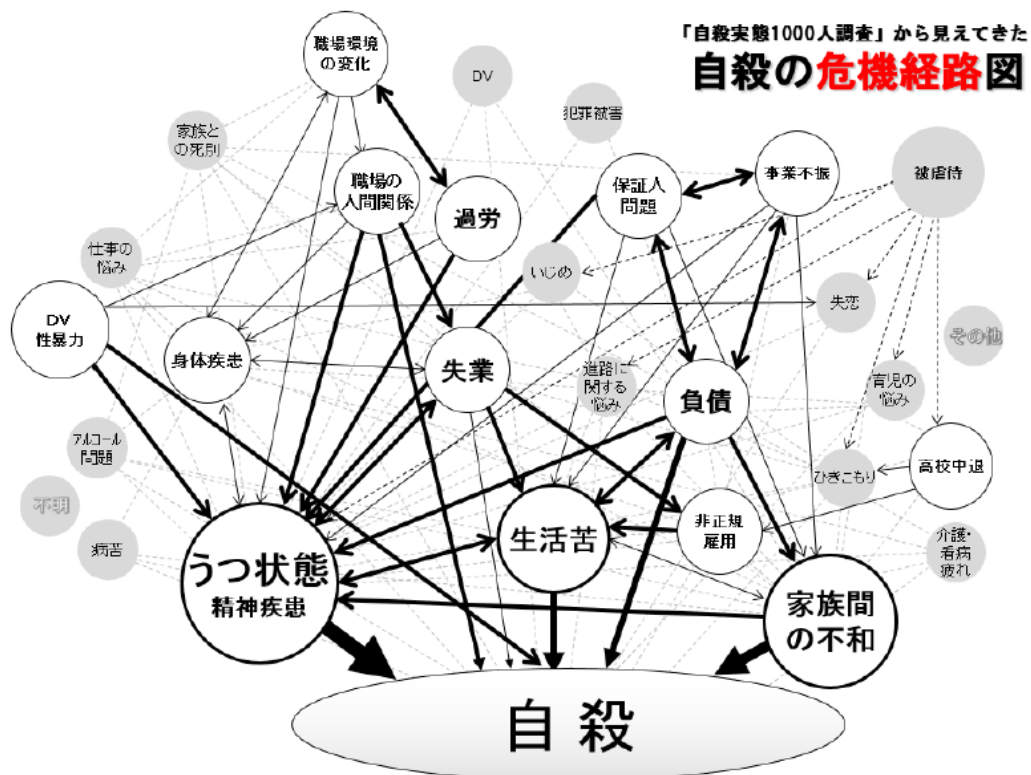
自殺実態白書 2013(NPO法人ライフリンク発行)より

NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが、自殺で亡くなった523人について、その1人1人が自殺に至るまでの経路を調査・分析した所、自殺で亡くなった人は、平均すると要因が4つ複合的に抱えていたことがわかりました。

例えば、

- ・「失業」がきっかけで「生活苦」に陥り、「多重債務」を抱えて「うつ状態」になり、自殺に追い込まれていく。
 - ・「高校中退」がきっかけで不安定な職にしか就けず、「生活苦」になり「借金」を抱え「家庭内の人間関係」も悪化して自殺に追い込まれていく。
 - ・小さいころに「虐待」を受けた経験のある人が結婚して「夫からの暴力」を受けたことがきっかけで「精神疾患」になり、「離婚」して「生活苦」に陥って自殺に追い込まれていく。
- このように、様々な要因が重なる中で「生きるのが困難な状況」に追い込まれて、亡くなっています。

【自殺の危機経路】



自殺の危機経路図 (出典：自殺実態白書 2013 (NPO法人ライフリンク発行))

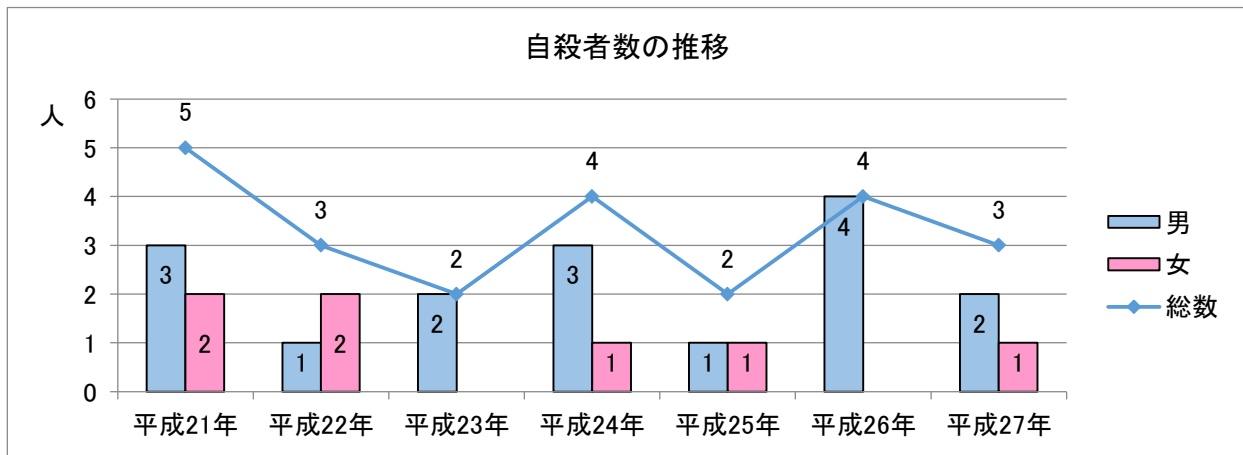
第2章 九戸村の自殺をめぐる現状

本計画の自殺の統計資料は警察庁の自殺統計に基づき内閣府が作成した「地域における自殺の基礎資料」を使用しています。自殺の統計には厚生労働省の人口動態統計もあります。

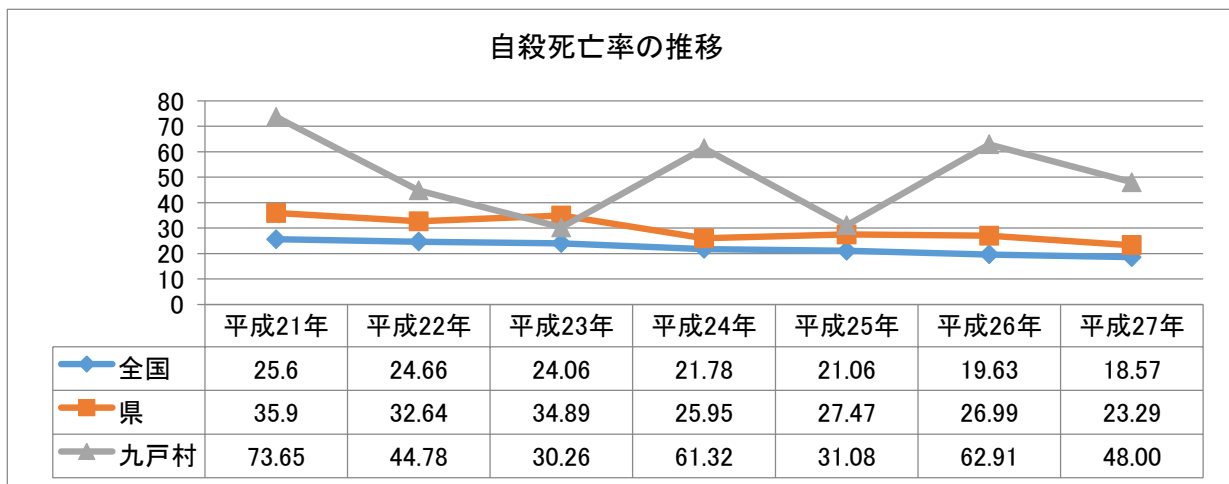
	人口動態統計	自殺統計
対象者	日本人	外国人を含む総人口
調査時点	住所地を基に死亡時点で計上	発見地を基に自殺死体発見時点で計上

1. 自殺者数と自殺死亡率（図1）（図2）

本村の自殺者は3人前後を増減している。自殺死亡率では国県に比較して多い傾向があり、横ばいで推移している。（図1）



（図2）



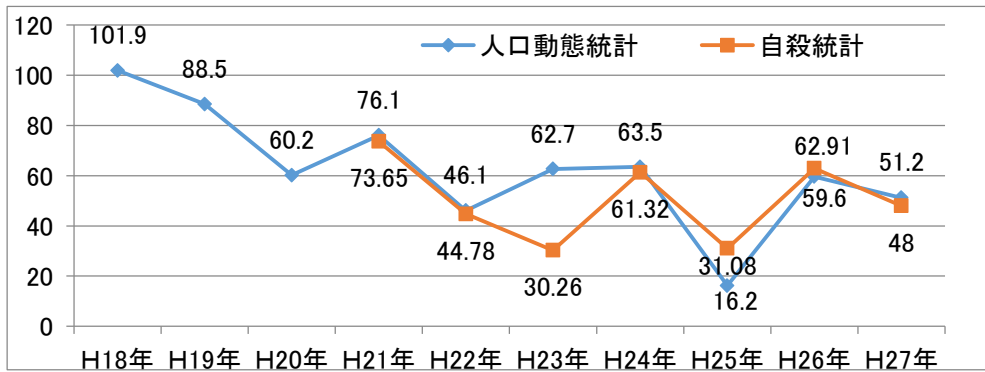
※自殺死亡率とは人口10万人当たりの自殺者数である。

（（自殺者統計）地域における自殺の基礎資料より）

九戸村の自殺死亡率の推移

自殺統計と人口動態統計による差 (図 3)

(図 3)



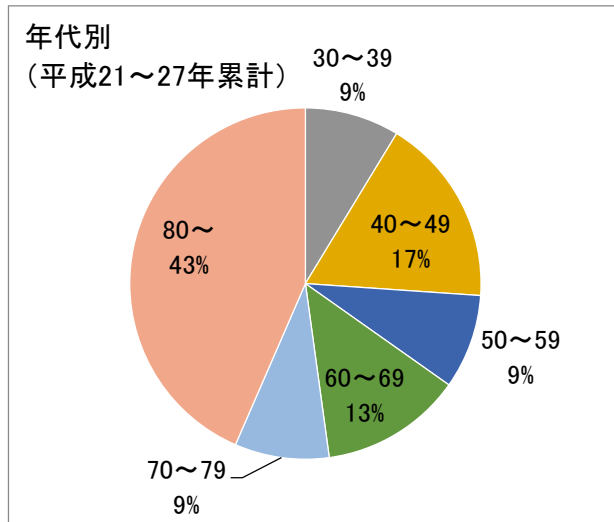
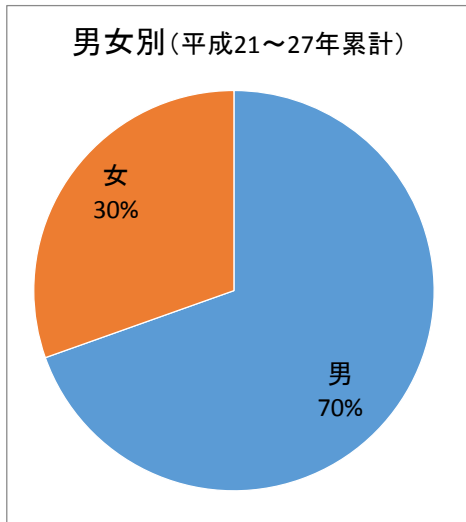
2. 男女別・年代別の状況(平成 21~27 年分)

男女の割合では男性が 70%を占めています。(図 4)

年代別の割合では 70 歳代・80 歳代が 52%を占めています。(図 5)

(図 4)

(図 5)

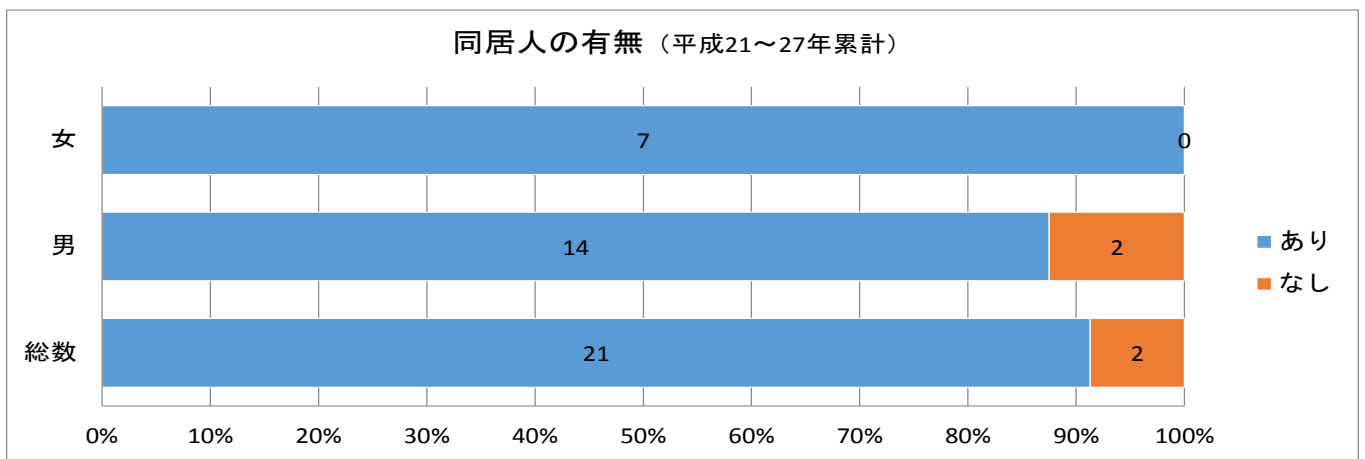


((自殺者統計) 地域における自殺の基礎資料より)

3. 同居人の状況

家族と同居しているものがほとんどである。(図 6)

(図 6)



((自殺者統計) 地域における自殺の基礎資料より)

4. 職業の状況

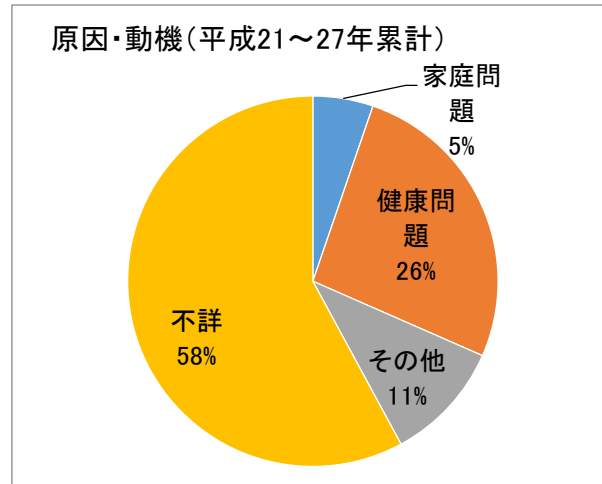
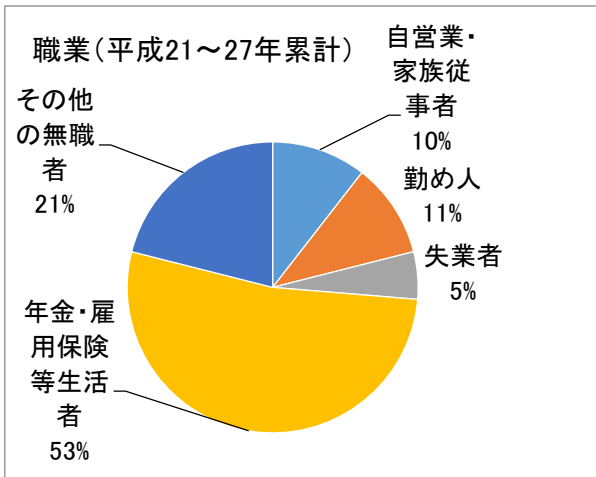
高齢者が多いことから無職・年金暮らしの人が多くなっています。(図 7)

5. 原因・動機の状況

健康問題が原因になっています。(図 8)

(図 7)

(図 8)



((自殺者統計)地域における自殺の基礎資料より)

6. 九戸村の自殺の特徴

九戸村の自殺者数は、H24~28年合計 15 人(男性 11 人、女性 4 人)のうち自殺者数及び自殺死亡率を比較して自殺頻度の高い対照群は 1 位男性 60 歳以上無職同居、2 位男性 40~59 歳以上有職同居、3 位女性 60 歳以上無職同居です。

自殺のきっかけは日常要因が複合的に連鎖して自殺に至っています。

	上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率*	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位	男性 60 歳以上無職同居	4	26.7%	150.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2 位	男性 40~59 歳以上有職同居	3	20.0%	100.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位	女性 60 歳以上無職同居	3	20.0%	59.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位	男性 20~30 歳以上無職同居	1	6.7%	392.3	ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺
5 位	男性 60 歳以上無職独居	1	6.7%	288.5	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

「→」=連鎖 「+」=併発 (自殺者統計(自殺日・住居地))

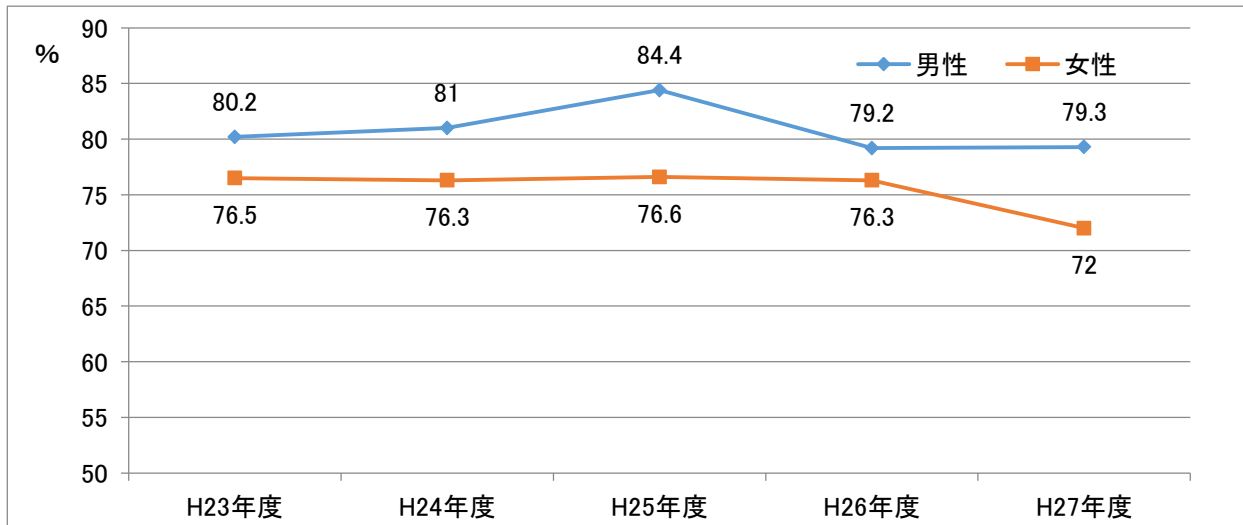
*母数H27年国勢調査人口を基に自殺総合対策推進センターにて推計(自殺率(10万対))

**「背景にある主な自殺の危機経路」自殺実態白書 2013(ライフリンク)を参考にした(P3 参考図を参照)

7. 睡眠の状況(図 9)

特定健診受診者に調査しました。

睡眠で疲れがとれると答えた人の割合、男性は横ばい傾向ですが、女性は平成 27 年に若干減少していますが横ばい傾向にあります。(図 9)



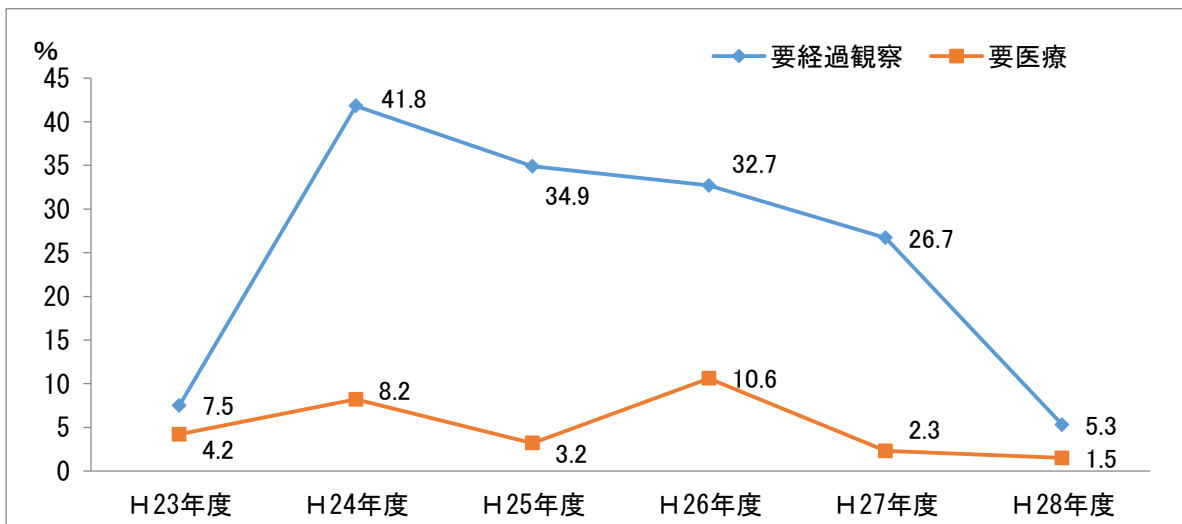
(KDBデータより)

8. うつスクリーニングの状況(図 10)

対象地区を選定し保健師が家庭訪問して聞き取り調査を実施しました。

その中で要医療対象者は横ばい、要観察者は減少してきています。

(図 10)



9. ゲートキーパー養成の状況

保健推進員、食生活改善推進員、民生委員、役場庁舎職員及び住民に対してゲートキーパー養成講座を実施して地域での見守りができるようにしています。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
回数	2	2	1	5	16
人数	51	29	9	132	308
累計	51	80	89	221	529

第3章 計画の基本的な考え方

1. 自殺対策の基本方針

平成 29 年 7 月閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、次の 5 点を自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を図ります。

(1) 生きることの包括的な支援

全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、「生きることへの包括的な支援」として、その妨げとなる諸要因を減らす取り組みと、生きことを支え、促進するための取り組みの双方からの支援を推進していくことが重要です。

(2) 関連する分野との連携の強化

自殺対策は精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点も含め、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携を図り、総合的に展開していくことが必要です。

(3) 対応の段階とレベルごとの対策との効果的な連動

自殺の事前予防、自殺発生時の危機対応及び自殺または自殺未遂後の事後対応の段階ごとの施策に加え、対人支援、地域連携、社会制度の 3 つのレベルに分かれて対策を考え、有機的に連動させることが必要です。

(4) 実務と啓発の推進

自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識とともに、社会全体の偏見をなくし、だれでも援助を求めることができるよう、広報活動、教育活動に取り組むことが必要です。

(5) 関係者の役割を明確化と連携・協働の構築

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のために、国、地方公共団体、民間団体、企業等が、それぞれの果たすべき役割を明確にし、共有した上で相互の連携・協働のしくみを構築することが重要です。

2. 計画の数値目標

(1) 全体目標

平成 35(2023)年の自殺死亡률을 33.6 以下とします

国は「自殺総合対策大綱」の中で平成 27 年の自殺死亡률と比べて 30%以上減少させ平成 38(2026)年までに自殺死亡률을 13 以下にすることを数値目標としています。

本村でもこの考えに従い、平成 27 年の自殺死亡률の 48 から 30%の減少(自殺死亡률 33.6 以下)を目標とする。

今後 5 年間の年間平均自殺者数を 2 人以下とします

本村の直近の 5 年間(平成 23 年～平成 27 年)の自殺者は 15 人で年間平均自殺者数は 3 人でした。

年間平均自殺者数を 30%以上減少させることとし、今後 5 年間平成 31 年～平成 35(2023)年までの自殺者を 10.5 人以下(平均 2 人以下/年)とすることを目標とします。

(2) 成果目標

目 標 項 目		現状値(平成 27 年)	目標値
うつスクリーニング要フォローの割合		2.3%	1%
睡眠休息が十分に取れている人の割合	男性	79.3%	85%
	女性	72.0%	80%
ゲートキーパーの養成		221 人	累計 1,000 人
地域サロン		3 地区	

参考

自殺のサイン (自殺予防の10箇条)

1. うつの症状を見つけよう(気分が沈む、自分を責める、意欲低下、不眠、食欲不振等)
2. 原因不明の身体の不調(検査では異常ないのに頭痛や腹痛が続く、疲れやすい、便秘等)
3. 酒量が増す
4. 安全や健康が保てない(身なりをかまわなくなる、けがが増える等)
5. 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
6. 職場や家庭でサポートを得られない
7. 本人にとって価値(職、地位、家族、財産等)あるものを失う
8. 重症の身体の病気にかかる
9. 自殺を口にする
10. 自殺未遂に及ぶ(一見するとすぐに死には至らないような手首を浅く切る行為でもその後自殺につながる危険がある)

資料 「職場における予防と対応」 厚生労働省

サインに気づいたら → その方に声をかけてあげてください

第4章 具体的な取り組み

1. 基本施策

基本施策とは、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組む必要があるとされている、地域で自殺対策を進めるうえで欠かすことのできない基盤的な取り組みです。

自殺対策は様々な角度や切り口から取り組むことが求められており、庁内横断的に取り組んでまいります。

基本施策	1	自殺対策を支える人材育成の強化
	2	住民への啓発と周知
	3	生きることの促進要因への支援
	4	児童生徒の SOS の出し方に関する教育
	5	地域におけるネットワークの強化

(1) 自殺対策を支える人材育成の強化

村民の誰もがゲートキーパー※としての役割を認識でき、幅広い対象の方々が自殺の危険性が高い人のサインに早期に気づき、適切な対応をとれるよう人材育成に努めます。

事業・取組	内容	関係課等
ゲートキーパー養成研修	自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の養成講座を開催する。	住民生活課
相談員(職員)の資質向上	申請や相談窓口等、住民と接する機会の多い庁舎内職員を対象としたゲートキーパー養成講座を受講する。	住民生活課 総務企画課 税務会計課 農林建設課 教育委員会 議会事務局
職員研修事業	相談対応スキル向上等の研修を開催する。	総務企画課
傾聴ボランティア養成講座	傾聴ボランティア養成講座(保健所主催)の受講者を募集し、傾聴ボランティア会員を増やす。	二戸保健所 住民生活課

※ゲートキーパーとは

自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「いのちの門番」とも位置付けられています。

自殺対策においては、悩んでいる人に寄り添い、「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要とされています。

専門性の有無に関わらず、それぞれも立場でできることから行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

気 づ き	家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
傾 聴	本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
つ な ぎ	早めに専門家に相談するようにする
見 守 り	温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

(2) 住民への啓発と周知

自殺を考えている人や自殺のサインに気付いた周りの人が、適切な場所へ気軽に相談できるよう、こころの健康に関する相談窓口の周知に取り組みます。

また、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるため、危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、危機に陥った場合は誰かに助けを求めることが適当であることを共通認識できるよう、自殺対策に関する正しい情報の発信や意識啓発に取り組みます。

事業・取組	内 容	関係課等
「岩手県自殺予防月間(9月)」 「自殺対策強化月間(3月)」に おける普及啓発	広報誌への掲載、のぼり旗、ポスター掲示等により周知します。	住民生活課
各種イベントにおける普及啓発	各種イベントにおいて心の健康や自殺予防に関する普及啓発を行います。	住民生活課 総務企画課 税務会計課 農林建設課 教育委員会 議会事務局
精神科医師によるこころの健康 講話	こころの健康や自殺に関する正しい知識について、健康教育の機会を通して啓発を図ります。	医療機関 住民生活課
企業訪問講話	村内企業を訪問し、働き盛り世代へ対するうつ病や自殺予防の周知及びゲートキーパー養成を実施します。	住民生活課
うつスクリーニングの実施	自殺が多い地区に対して家庭訪問を行いうつスクリーニングを実施し、ハイリスク者を把握し自殺予防・治療につなげます。	住民生活課
健康教育の実施	心の健康や自殺に関する正しい知識について、健康教育の機会を通して啓発を図ります。 ・ゲートキーパー養成講座 ・地区栄養教室 ・介護予防教室 ・介護家族教室 ・各種健康教育	住民生活課 包括支援センター
精神疾患(うつ病、統合失調症、アルコール依存症等)についての普及啓発	自殺との関連性の深い精神疾患に対する正しい知識について講演会の開催、リーフレット・啓発グッズを配布します。 ・精神障害者家族会の開催 ・精神障がい者社会復帰事業の開催	住民生活課

(3) 生きることの促進要因への支援

社会全体の自殺リスクを低下させるためには、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要とされています。そのため、村民のこころの健康づくりや居場所づくり、生活上の困り事に関する相談支援、自殺未遂者や遺された人への支援等に関する取り組みを行います。

事業・取組	内 容	関係課等
こころの健康づくり		
精神科医師による心の健康講話	心の健康や自殺に関する正しい知識について、健康教育の機会を通して啓発を図ります。 ・精神科医師による心の健康講話	医療機関 住民生活課
精神科医師によるこころの悩み事相談	こころの悩み事やこころの健康について、専門医による相談を実施し、適切な支援や医療に繋がるよう支援を行います。 ・精神科医師によるこころの悩み事相談	医療機関 住民生活課
健康教育の実施(再掲)	心の健康や自殺に関する正しい知識について、健康教育の機会を通して啓発を図ります。 ・ゲートキーパー養成講座 ・地区栄養教室 ・介護予防教室 ・介護家族教室 ・各種健康教育	住民生活課
健康相談の実施	心の健康に関する相談を随時行います。	住民生活課
体育振興事業	子どもから高齢者まで幅広い世代がスポーツやレクリエーションに親しみ、心身の健康増進を図るため、スポーツ及びレクリエーション活動を充実します。	教育委員会 住民生活課 社会福祉協議会
うつ病等精神疾患への対策		
精神疾患等についての普及啓発(再掲)	自殺との関連性深いうつ病など精神疾患に対する正しい知識について講演会の開催、リーフレット、啓発グッズの配布を行います。 ・家族教室の開催 ・精神障がい者社会復帰事業の開催	住民生活課
地域の居場所づくりの支援		
傾聴ボランティアによるサロン活動	傾聴ボランティアが主催する“おしゃべりサロン『ひだまり』”を毎月開催し、住民の悩み事の傾聴活動や心地よい居場所づくりを行います。	住民生活課
介護予防教室の実施	高齢者が楽しく集いながら介護予防を行うことができる介護予防教室を実施し、居場所づくりを行います。 ・介護予防教室 ・男の介護予防料理スクール ・転倒予防教室 等	住民生活課

事業・取組	内 容	関係課等
地域の居場所づくりの支援		
地域サロン活動の支援	地域におけるサロン活動の支援を行います。	住民生活課 社会福祉協議会
生活上の困りごとに関する相談支援		
総合健康相談	生活習慣病など病気や栄養・運動等に関する健康相談を行います。	住民生活課
ひきこもりに関する相談	ひきこもりに関する相談や支援を行います。	住民生活課
障がい者福祉等の相談	障がい者及び家族の相談に、関係機関と連携して対応します。	住民生活課
生活保護に関する相談	生活保護に関する相談を行います。	住民生活課 振興局
生活困窮者自立支援	生活が苦しくお困りの方(生活困窮者)の相談や支援を行います。	住民生活課
民生委員・児童委員による地域相談	民生委員及び児童委員と連携して相談に応じます。また、民生委員・児童委員の質向上に向けた研修及び支援を行います。	住民生活課
児童虐待に関する相談	児童虐待の防止及び早期発見に努め、相談や支援を行います。	住民生活課
DV 相談	配偶者やパートナーなどから暴力を受けた方の相談や支援を行います。	住民生活課
ひとり親家庭に関する相談	ひとり親家庭の生活や養育等の相談を行います。	住民生活課
地域包括支援センターによる相談	高齢者を対象に、介護・福祉・医療等の相談及び支援を行います。	包括支援センター
法律相談、行政相談	生活に関する相談に相談員が応じます。	総務企画課
村民税及び公共料金等の相談	村民税や保険料、公共料金等の公共料金の納入に関する相談に応じます。	税務会計課 住民生活課 農林建設課 水道事業所 教育委員会
消費生活相談	悪徳商法・多重債務等の相談に応じ、関係機関と連携して支援を行います。	総務企画課
自殺未遂者及び自死遺族への支援		
自殺未遂者への支援	自殺未遂者に対する訪問や相談に応じ、関係機関と連携して支援を行います。	県自殺対策推進センター 保健所 住民生活課
自死遺族への支援、自死遺族交流会の周知	大切な人を自死で亡くした方へ対する訪問や相談に応じ、関係機関と連携して支援を行います。また、自死遺族交流会について周知を行います。	保健所

(4) 地域におけるネットワークの強化

自殺の背景には、過労、生活困窮、いじめなどの社会的要因が影響しているといわれており、自殺の危険性を高める要因であることから医療、保健、生活、教育等に関する相談等、様々な関係機関のネットワークの構築を進め、地域全体で自殺対策を推進します。

事業・取組	内 容	関係課等
庁舎内連絡会議	村長をトップとした庁内ネットワークを構築し、庁舎内各課の横断的な連携体制を整えます。	総務企画課 農林建設課 税務会計課 住民生活課 教育委員会
関係機関との連携体制づくり	住民、医療、福祉、教育、警察等、幅広い関係者で情報共有及び連携を図ります。	県自殺対策推進センター 保健所 住民生活課
傾聴ボランティアによるサロン活動(再掲)	傾聴ボランティアが主催する“おしゃべりサロン『ひだまり』”を毎月開催し、住民の悩み事の傾聴活動や心地よい居場所づくりを行います。	住民生活課
支え合いの村づくり事業(地域包括ケアシステム)	高齢化が進む本村において、地域住民同士で支えあうことができる仕組みづくり及び活動支援を行います。	住民生活課
企業訪問健康教育	村内企業を訪問し、働き盛り世代に対して自殺予防やゲートキーパー等健康教育を行います。また企業とも連携して、社員の健康管理の支援を行います。	住民生活課 村内企業
周産期ネットワーク事業(妊産婦支援)	妊産婦と面談及び訪問により状況把握を行い、心身共にすこやかに育児ができるよう支援を行います。	医療機関 住民生活課
要保護児童対策連絡会	幼児・児童・生徒・保護者のさまざまな問題に対応できるよう、関係機関と連携を図ります。	住民生活課 教育委員会 児童相談所
地域ケア会議	介護保険利用者及び高齢者の情報共有及び関係機関との連携を図ります。	住民生活課 社会福祉協議会 医療機関 介護サービス事業所

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦しめた自殺予防と児童・生徒・保護者等のこころの健康づくりの取り組みの推進を図り、SOSの出し方に関する教育を推進します。また、いじめの兆候を把握して、迅速に対応します。

事業・取組	内 容	関係課等
教育相談	児童・生徒の相談に応じて、担任・養護教諭・教育相談担当者・特別支援教育コーディネーター等と連携して、相談体制の充実を図ります。	教育委員会
就学援助・奨学金	経済的な理由により就学困難と認められる世帯に対して経済的負担を軽減するため援助を行います。 ・義務教育(就学援助) ・高校以上(奨学金貸与制度)	教育委員会
出前講話	学生に対して、自殺予防講話や思春期教育等を行います。 ・思春期講話 ・認知症サポーター養成講座 ・薬物乱用防止教室 等	教育委員会
放課後児童健全育成事業	放課後の留守家庭の児童の生活を守り健全育成を図るための場所を提供します。 ・放課後児童クラブ ・放課後子ども教室	教育委員会

2. 重点施策

本村は高齢者の自殺が多い傾向があることから、高齢者に対する支援を重点的に行っていきます。

事業・取組	内 容	関係課等
健康教育の実施(再掲)	心の健康や自殺に関する正しい知識について、健康教育の機会を通して啓発を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー養成講座 ・地区栄養教室 ・介護予防教室 ・介護家族教室 ・各種健康教育 	住民生活課
健康相談の実施(再掲)	心の健康に関する相談を随時行います。	住民生活課
精神科医師によるこころの健康講話(再掲)	こころの健康や自殺に関する正しい知識について、健康教育の機会を通して啓発を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師によるこころの健康講話 	医療機関 住民生活課
介護予防教室の実施(再掲)	高齢者が楽しく集いながら介護予防を行うことができる介護予防教室を実施し、居場所づくりを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室 ・男の介護予防料理スクール ・転倒予防教室 等 	住民生活課
地域サロン活動の支援(再掲)	地域におけるサロン活動の支援を行います。	住民生活課 社会福祉協議会
うつスクリーニングの実施(再掲)	自殺が多い地区に対して家庭訪問を行いうつスクリーニングを実施し、ハイリスク者を把握し自殺予防・治療につなげます。	住民生活課
地域ケア会議(再掲)	介護保険利用者及び高齢者の情報共有及び関係機関との連携を図ります。	住民生活課 社会福祉協議会 医療機関 介護サービス事業所

資料1

九戸村自殺対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺予防に関する庁舎内組織として九戸村自殺対策庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置し、関係部署相互の緊密な連携と協力により自殺予防対策の推進を図る。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の情報の収集及び管理に関すること。
- (2) 自殺対策の推進方策の検討に関すること。
- (3) 各種関係機関及び団体との連携強化を図ること。
- (4) その他自殺対策に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 連絡会議には会長を置き、会長は住民生活課長をもって充てる。

3 会長は、必要に応じて部会等を置くことができる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、又は欠けたときは、予め会長が指定するものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が必要の都度招集する。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に構成員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、住民生活課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

要綱は、平成25年11月8日から施行する。

別表(第3条関係)

九戸村自殺対策庁内連絡会議委員

関係部署	職名	関係班
総務企画課	総務企画課長	庶務財政班、地域振興班
税務会計課	税務会計課長	会計班、税務徴収班
住民生活課	住民生活課長	地域福祉班、国保住民班、保健衛生班、地域包括支援センター
総合福祉センター	総合福祉センター所長	総合福祉センター
農林建設課	農林建設課長	農地農政班、生産振興班、地域整備班、水環境班
議会事務局	議会事務局長	議会事務局
教育委員会	教育次長	教育総務班、生涯学習班

資料2 役場庁舎内の取り組み(詳細事業)

事業名	事業内容	担当課	連携団体等	取り組むこと	基本施策					重点施策
					1	2	3	4	5	
心の悩み事相談	精神科医師による心の悩みで困っている方の相談を実施	住民生活課	医療機関	複雑、専門的な相談に対応でき、必要に応じて専門機関につなげる		○			○	○
心の相談	不眠、不登校、死にたい、酒乱などで困っている方の保健師による相談実施	住民生活課		相談内容により、専門機関につなげる		○			○	○
自殺予防普及啓発	3月自殺対策強化月間、9月の自殺予防週間に広報・パンフレット等を配布	住民生活課		住民が自殺に対する知識を持つことで予防につながる		○				○
精神障がい者家族会(すみれの会)	精神障がい者の家族の研修及び交流家族に対する支援	住民生活課		事務局として支援するとともに本人や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる		○	○			
ゲートキーパー養成	様々な場面で自殺予防するための人材の養成 庁舎職員、保健推進員、食生活改善推進員、民生委員等	住民生活課		自殺危機のサインに気づき、声がけ、必要な支援につなぎ、見守る職員等にゲートキーパー養成を行いゲートキーパーの増員を行う	○					
傾聴ボランティアの養成	傾聴ボランティア養成講座(保健所主催) 住民への広報を実施し講座への参加を促す	住民生活課	保健所	地域において相手の話に積極的に耳を傾ける人材を増やす	○					○
保健所主催の自殺対策ネットワーク連絡会	関係機関と連携を図りながら住民に対して支援し自殺予防を図る	住民生活課	保健所 県自殺対策推進センター	本人や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる				○		
未遂者連絡会	未遂者連絡会	住民生活課						○		
「おしゃべりサロン」の開催	「おしゃべりサロン」の開催、参加者の傾聴、居場所づくり	住民生活課	傾聴ボランティア	本人や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○			
自殺対策庁舎内連絡会	庁舎内各課の連携を図る目的で会議を開催する	住民生活課		各担当者から情報提供と相談対応の連携 特定職員への過重なストレスを避ける				○		
精神障がい者社会復帰事業	精神障がい者の交流及び趣味活動	住民生活課		本人や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○			
がん検診・特定健診	検診を実施、病気の早期発見に努める	住民生活課		本人や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○			
特定健診事後指導	特定健診結果B・Cを対象に保健指導を実施	住民生活課		本人や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○			

事業名	事業内容	担当課	連携団体等	取り組むこと	基本施策					重点施策
					1	2	3	4	5	
特定健診特定保健指導	メタボリックシンドロームの対象者・予備軍に対して生活習慣病の予防のため個別指導を実施	住民生活課	予防医学協会	本人や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○			
一日人間ドック補助	56歳全額補助、2年に1回補助	住民生活課					○			
病態別生活習慣病予防教室	特定健診で脂質異常・糖質に異常があった方を対象に栄養教室や運動教室を実施	住民生活課		本人や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○			
健康福祉大会	保健福祉の功労者・むし歯のない児童に対して表彰講演・健康づくり等の展示	住民生活課		住民に自殺に対する知識の普及を実施		○				○
健康関連チラシ配布	健康づくり等のチラシ全戸配布	住民生活課				○				
みんなで楽しむ健康づくり	ウォーキングを通して健康づくりと参加者の交流	住民生活課		参加者の交流を通して仲間づくり相互の見守り意識の向上を目指し、自殺リスクにつながる状況が把握できた時は関係機関につなげる			○			○
企業訪問	働き盛りに対して企業を訪問、自殺の知識、ゲートキーパーの養成	住民生活課	村内企業	うつ病の正しい知識やうつ病の人への接し方を身に着け、理解を深めてもらう事で、職員のストレスの軽減、自殺リスクの低下を図る		○				
地区健康教室	うつ病・認知症などの知識の普及	住民生活課		うつ病の正しい知識やうつ病の人への接し方を身に着け、理解を深めてもらい本人や家族の状況によって、相談できる機関の紹介		○	○			○
健康相談	自殺リスクの把握	住民生活課		本人や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○			
家庭訪問	自殺リスクの把握	住民生活課					○			
母子健康手帳の交付 周産期ネットワーク	妊産婦の状況把握及び支援 新生児訪問時にうつスクリーニングを実施	住民生活課	医療機関	本人や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○	○		
妊産婦訪問 産後うつスクリーニング		住民生活課					○	○		
出生届	新生児・産婦の状況把握	住民生活課					○			
こんにちは赤ちゃん事業	育児不安の軽減	住民生活課		本人や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○	○		

事業名	事業内容	担当課	連携団体等	取り組むこと	基本施策					重点施策
					1	2	3	4	5	
特定不妊治療補助事業	不妊治療費の軽減	住民生活課		本人や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○			
乳幼児健診	乳幼児の状況把握	住民生活課		児や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○			
ぽっかぽか教室	健診等において発達や育児のフォローを必要とする親子に発達支援や育児支援を行う	住民生活課	発達支援センター風	児や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○		○	
巡回相談	健診等において発達が気になった児に対して必要とする児育ち及び言語の検査を実施	住民生活課	県療育センター	児や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○		○	
保育園訪問	保健師・療育指導員による園児の園生活の確認	住民生活課		児の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○		○	
健康相談	健康上の悩みを確認	住民生活課		本人や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○			
う歯予防	むし歯・治療の状況確認	住民生活課		児や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○			
子育てサロン(はまなすっ子広場)	子育て中の母子が孤立化を防ぐ、就園前の2歳児前後のを対象子育てボランティアが活動	社会福祉協議会	子育てボランティア	本人や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○		○	
保健推進員の研修	担当地区住民への普及啓発情報提供	住民生活課		ゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る	○		○			
自立支援医療費	育成・更生・精神通院自己負担1割で所得に応じて負担上限が設定あり	住民生活課		相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
障がい者サービスの給付	訓練等給付事務、自立訓練	住民生活課					○			
児童扶養・特別児童扶養手当	ひとり親・障がいのある児童を養育している方に支給	住民生活課		生活の安定を図ることで、自殺リスクの低下につなげる			○	○		
特別障害者・障がい児福祉手当支給業務	特別障害者・障がい児を家庭で養育している場合	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る			○			
ケア会議	対象者の支援について関係者で話し合い	住民生活課	支援関係団体	相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○	○		

事業名	事業内容	担当課	連携団体等	取り組むこと	基本施策					重点施策
					1	2	3	4	5	
在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業	酸素濃縮器使用の経費一部を助成	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
児童手当支給	児童を養育している家庭の生活安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上の資するための支給	住民生活課					○			
高齢者・障害者に優しい住まいづくり推進事業	介護者の負担軽減のための住宅改修交付対象経費の3分の2(40万円上限)	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
自動車改造費等助成事業	重度の身体障害者の社会参加及び介護者の負担軽減のため自動車の改造(購入)に要する経費の補助	住民生活課					○			
難聴児等補聴器購入助成事業	軽度中等度の難聴児に対し言語の獲得やコミュニケーションの向上を推進するため補聴器の購入費用の一部を助成	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
障がい福祉サービス・障がい児通所	障がい者(児)の生活の支援グループホーム、ホームヘルプ、ショート、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援、児童発達支援、放課後デイサービス、保育園等訪問支援、補装具費の支援	住民生活課					○			
地域生活支援事業サービス	障がい者(児)の地域における生活を支えるサービス 相談支援事業、日中一時支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、成年後見制度利用支援事業	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
障害者手帳交付	身体・療育・精神福祉手帳の交付交付を受けることにより様々な障害サービス及び制度を利用できる	住民生活課					○			
障がい年金受付業務	身体・精神障がい者に年金を支給するための申請	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
障害者虐待対応業務	虐待の通報・相談窓口	住民生活課					○	○		

事業名	事業内容	担当課	連携団体等	取り組むこと	基本施策					重点施策
					1	2	3	4	5	
要保護児童対策協議会	要保護児童の早期発見及び適切な保護を図る	住民生活課 教育委員会	振興局 児童相談所	要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため関係機関等と情報交換・連携・協力を行う				○		
保育園	保護者が仕事などにより昼間児童の保育ができない時に保育園で保育。延長保育、一時保育、障がい児保育等特別保育を行っている	住民生活課		相談の内容、相談者の様子を基に担当課や関係機関につなげる			○			
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後の留守家庭の児童の生活を守り健全育成を図るための場所	住民生活課 教育委員会		児童の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○			
保育料・保険料滞納者の把握	保育料・保険料滞納者の把握	住民生活課		滞納者に対してその背景を把握し、自殺リスクにつながる状況が把握できた時は関係機関につなげる			○			
緊急通報システム装置	居住の1人暮らし高齢者等に対し緊急通報システムを設置することにより日常生活の緊急事態における不安解消	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の様子の変化に気づいた時は速やかに担当課につなげる			○			○
救急医療情報キット配布事業	1人暮らし老人等の世帯に対して緊急時及び災害時の救急隊員が迅速な対応ができるように申請により配布	住民生活課		高齢者世帯が全世帯が常備して迅速な救急体制の構築			○			○
福祉タクシー事業	身体障害者手帳1級・療育手帳Aタクシー料金の一部助成	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る			○			○
特定疾患等医療費給付事業	特定疾患・精神疾患医療費の一部を給付	住民生活課		相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
災害弔慰金制度	災害被災者に対して弔慰金・見舞金及び貸付を実施	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
母子（寡婦）福祉資金貸付	母の経済的な自立や児童の就学などの資金が必要になった時資金の貸し付けを行う	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			

事業名	事業内容	担当課	連携団体等	取り組むこと	基本施策					重点施策
					1	2	3	4	5	
民生委員の研修	地域住民の相談支援	住民生活課		ゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する				○		○
生活保護	生活保護世帯の状況把握	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○	○		
長寿祝い	生きがい対策 99歳・100歳以上の高齢者宅を村長が訪問、長寿のお祝いをする	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			○
敬老会	75歳以上の高齢者を招待80歳以上に敬老年金を贈呈お祝いをする	住民生活課	社会福祉協議会	職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			○
地域ふれあいサロン	1人暮らしの高齢者交流会	住民生活課	社会福祉協議会	職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			○
くらしの相談	くらしの中での困りごとや法律に関することなど、相談を実施 無料法律相談・生活相談・婦人相談・家庭児童相談・人権相談・DV相談	住民生活課	社会福祉協議会	職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○		○	○
給食サービス	調理困難な1人暮らし、高齢者世帯に給食の配達を実施 定期的に安否を確認する	住民生活課	社会福祉協議会	給食配達時に高齢者の安否確認を行い支援が必要な対象者を把握した場合は関係機関と連携を図り必要な支援に繋げていく			○			○
国保窓口資格移動相談	加入・離脱等の相談	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらって資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
国保税後期高齢者保険料の減免	所得が少ない方	住民生活課		相談者に対してその背景を把握し、自殺リスクにつながる状況が把握できた時は関係機関につなげる			○	○		
療養費の支給	保険証を提示しない治療を受けた時	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
高額医療	一定額以上の医療費を支払った場合、一定額から超えた分が払い戻される	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			

事業名	事業内容	担当課	連携団体等	取り組むこと	基本施策					重点施策
					1	2	3	4	5	
出産育児一時金の支給	医療機関に直接支払、出産費が支給額を下回った場合は差額の請求が必要	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
医療費の給付	子ども(12歳)・ひとり親、妊産婦・重度心身障がい者(児)・村単独(老人・小学～高校・未就学児・寡婦)	住民生活課					○			○
医療費福祉対策給付	医療費の給付の所得制限により対象外になる者に対して自己負担額を補助	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○		○	○
医療費の貸付制度	医療費の一部負担相当額の支払いが困難な場合にその資金を無利子で貸し付けます	住民生活課					○			
国民年金相談	年金納入困難、受給等の相談	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
さわやかハッピーファミリー祝い金	出産祝い金(第3子以上) 結婚祝い金	住民生活課					○			
シルバーカー購入費助成事業	70歳以上の高齢者でシルバーカーの購入希望がある場合購入費の半額(限度額8,000円)購入から5年以上経過	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			○
寝たきり者紙おむつ購入費助成	常時紙おむつが必要なものに対して購入費の半額(限度額5,000円)助成 世帯員に村民税が課税されていない	住民生活課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			○
介護サービス	介護サービスが必要になったら介護認定を受け介護度が決定しサービスの種類・目安が決まります 居宅介護支援・訪問介護・訪問看護・通所介護・短期入所・福祉用具貸与・住宅改修費支援など	包括支援センター		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			○
介護申請・認定調査・相談	介護の相談申請受付・調査	包括支援センター					○			○

事業名	事業内容	担当課	連携団体等	取り組むこと	基本施策					重点施策
					1	2	3	4	5	
介護保険負担限度額認定	介護保険の低所得者に対して負担限度額を減額	包括支援センター		ゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			○
介護予防把握事業	介護予防日常生活調査 ハイリスク高齢者の把握のため家庭訪問	包括支援センター					○			○
介護予防普及啓発事業	体力の維持増進を図り、介護予防 介護予防教室・水中ウォーキング ハイリスク高齢者 栄養・運動機能・口腔・閉じこもり教室	包括支援センター		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			○
地域リハビリテーション活動	高齢者の社会参加及び介護予防の目的で筋力アップ教室	包括支援センター					○			○
シルバーリハビリ体操事業	高齢者体操を普及啓発し介護予防につなげるための指導員養成する	包括支援センター		相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する						
認知症カフェ	認知症になっても地域とのつながりを持ち続けられるよう支援する	包括支援センター		認知症の正しい知識や認知症の人への接し方を身に着け、理解を深めてもらう事で認知症になっても住やすい地域づくり、相談内容に適切な窓口を紹介する			○			○
認知症対策事業	認知症サポーター養成 保健推進員、食生活推進員、 中学生	包括支援センター			○		○			○
地域保健福祉活動	小規模な範囲で介護予防 地域サロン	包括支援センター		ゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			○
家族介護教室	健康・介護技術教室 利用者の情報交換	包括支援センター		ゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			○
地域ケア会議	地域の課題とその対応策について協議する 介護支援専門員連絡会 個別ケア会議	包括支援センター	村内施設	自殺リスクの高い高齢者・障害者なども含めて地域で支えるため地域ケア会議を通して支援体制を検討する	○			○		○

事業名	事業内容	担当課	連携団体等	取り組むこと	基本施策					重点施策
					1	2	3	4	5	
高齢者にやさしい地域づくり	高齢者に対して地域支援体制づくり	包括支援センター	村内施設	高齢者・障害者なども含めて地域で支える 高齢者の見守り、自殺リスクにつながる状況が把握できた時は関係機関につなげる				○		○
移送サービス	寝たきり者の病院受診時に特殊車両による移送を実施	社会福祉協議会		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る			○			○
在宅福祉サービス	ホームヘルパー・給食配達	住民生活課		相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			○
買い物支援バス	高齢者の不便を軽減して、安心して生活できるように支援する	社会福祉協議会						○		○
災害ボランティア講習	災害時ボランティアの養成	社会福祉協議会		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
老人クラブ及び老人クラブ連合会	高齢者のいきがづくり 社会奉仕活動、友愛活動、生きがい・健康づくり活動を行っている高齢者団体を支援する	社会福祉協議会		老人クラブの活動に相互の見守り意識の向上を目指し、自殺リスクにつながる状況が把握できた時は関係機関につなげる				○		○
シルバー人材センター 高齢者就労支援事業	高齢者のいきがづくり 就労の機会確保、技能習得講習会	社会福祉協議会		高齢者の生きる意欲の増進を図る、また登録高齢者の相互交流の意識向上を図る			○			○
1人暮らしの高齢者見守り事業	1人暮らし老人の自宅訪問・見守り	社会福祉協議会	郵便局 ヤクルト配達	高齢者の見守り、自殺リスクにつながる状況が把握できた時は関係機関につなげる				○		○
総合福祉センター居住 部門管理運営事業	高齢者等自宅での生活に不安のあるものに居宅提供	社会福祉協議会		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る			○			○
幼稚園	幼児3歳以上の保育を実施	教育委員会		相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○		○	
就学援助・奨学金	経済的な理由により就学困難と認められる世帯に対して経済的負担を軽減する 義務教育(就学援助)・高校以上(奨学金貸与制度)	教育委員会		資金援助だけでなくその背景にある問題を把握して担当課関係機関につなげる			○	○	○	

事業名	事業内容	担当課	連携団体等	取り組むこと	基本施策					重点施策	
					1	2	3	4	5		
薬物乱用防止教室	中学生に対して薬物の害について周知する	教育委員会		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する		○			○		
スクールソーシャルワーカーの設置	要請のあった学校にカウンセラーを派遣する	教育委員会		必要な人材を確保 関係機関と調整して支援体制ををを図る			○	○	○		
少年・教育相談	少年非行、登校拒否等	教育委員会		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○		○		
成人教育	自ら学ぶ場の提供 各教室の開催	教育委員会					○				
体力づくりの推進	運動の場の提供 体育センターに運動機器を設置	教育委員会					○				
放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）	放課後の留守家庭の児童の生活を 守り健全育成を図るための場所	教育委員会		児童の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○		○		
九曜塾	体験活動を通して「知・徳・体」のバランスのとれた子どもを育成	教育委員会		児童の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○		○		
九戸村キャリア教育	働く現場教育体験学習	教育委員会		児童・生徒の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる			○		○		
地域づくり活動補助事業	各行政区の地域づくりのための支援を行い	教育委員会	総務企画課	相互の見守り意識の向上を目指し、自殺リスクにつながる状況が把握できた時は関係機関につなげる			○				
納税相談	村民民税の申告相談 村民税納税相談	税務会計課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○	○			
消費生活相談	消費生活相談（借金、悪質商法等消費生活トラブル問題）、情報提供	総務企画課	消費生活センター				○	○			
行政相談	国・県・村に対する苦情、要望、意見、提言など	総務企画課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○				
職員ストレスチェック事業	職員のメンタルヘルスケアの充実	総務企画課		職員のストレスの軽減、自殺リスクの低下を図る			○				

事業名	事業内容	担当課	連携団体等	取り組むこと	基本施策					重点施策
					1	2	3	4	5	
空き家バンク制度	村内の空き家の売り・貸し、買いたい・借りたいといった希望のある方を空き家バンク制度に利用し情報提供を実施	総務企画課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○	○		
消費者救済資金の貸付制度	サラ金などの債務を抱え返済が困難になった方の債務を一本化し生活再建を図る	総務企画課	岩手県消費者信用生活協同組合				○	○		
生活バス路線維持	九戸村巡回、一戸線、葛巻線、二戸病院線、バス会社に補助金を出して路線を維持	総務企画課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る			○	○		○
公共バス利用助成	乗合バスの利用促進と利用者の経済的負担の軽減 高校生通学バス定期券の購入助成	総務企画課	バス会社	職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る			○		○	○
水道相談	水道新設、水道料滞納等の相談	農林建設課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る			○			
水洗化補助制度	水洗化の工事を行う場合に工事費の一部補助する	農林建設課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
新規就農者支援	就農を希望者に、3年間技能指導・生活支援	農林建設課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る			○			
農林業振興資金	農林業生産施設整備、機会の購入資金の貸付	農林建設課		相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
農業者年金	農業従事者が老後に備えて年金に加入し60歳以降受給	農林建設課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 相談者の立ち場に立って傾聴するとともに相談内容に適切な窓口を紹介する			○			
住宅建設助成事業	住宅建設工事を行うと助成を実施	農林建設課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る			○			
住宅リフォーム助成事業	住宅リフォームを行った時に助成	農林建設課					○			
村営住宅管理業務	住宅困窮する低額所得者に低額な家賃で住宅を提供	農林建設課		職員にゲートキーパー養成講座を受けてもらい資質の向上を図る 居住者の変化や滞納者の状況を把握し、自殺リスクにつながる状況が把握できた時は関係機関につなげる			○			○